

並行在来線に関する基本方針(抄)

平成11年11月15日
並行在来線対策青森県協議会

この基本方針は、東北新幹線「盛岡・八戸間」及び「八戸・新青森間」の開業時において東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）から経営分離される東北本線「盛岡・青森間」（以下「並行在来線」という。）が青森県民の社会生活に果たす役割的重要性に鑑み、将来とも並行在来線を維持存続させるため、その基本的事項を定め、今後の並行在来線運営の指針とするものである。

(略)

2 経営主体

- (1) 並行在来線の経営主体については、民間の柔軟な経営感覚を活かし、効率的な経営を行うとともに、列車運行主体の初期投資及び資本費に係る負担軽減を図るため、公設民営方式を基本とする。
- (2) 列車運行は、青森県及び沿線市町村等で構成する第三セクター（株式会社）が行う。
- (3) 出資金の規模及びその割合は、運営経費、運賃収入等に関する検討を踏まえ決定する。
- (4) 第三セクターの設立時期は、平成13年度当初とする。
- (5) 鉄道資産の取得及び保有は、青森県が行う。

(略)

8 資金調達

経営の健全性を確保するため、第三セクターの初期投資等に必要な資金は、出資金をもって充てる。

(略)

12 その他

この基本方針は、今後の並行在来線を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じ、適時・適切に見直すこととする。